■ 幡多福祉保健所管内Aブロック（黒潮町大方）Cブロック（黒潮町佐賀）南海トラフ地震時医療救護活動TL（タイムライン）

＊このTLは、高知県南海トラフ地震被害想定（L1）に基づき、夏の勤務時間内（12:00）に発災したと仮定して作成した。なお、津波浸水の有無等については、最大クラス（L2）津波を想定したもの。

＊Aブロック：四万十市（B－1ブロック：宿毛市・大月町・三原村／Aブロック：四万十市・黒潮町大方／Cブロック：黒潮町佐賀）。

＊黒潮町の救護病院は、四万十市立市民病院（四万十市）とくぼかわ病院（四万十町）の2つ

津波火災・建物火災

津波

時間	A・Cブロック（黒潮町）					
	医療救護所モデル （大方中学校、三浦小学校、大方クリニック、高知県立幡多青少年の家、国保拳ノ川診療所、伊与喜小学校、国保佐賀診療所）	**無床診療所4か所**（津波浸水あり：2か所、津波浸水なし：2か所）／**薬局2か所**（津波浸水あり）	**黒潮町（大方）本庁舎** （保健・医療・福祉担当部門）	**黒潮町（佐賀）拳ノ川診療所** （保健・医療・福祉担当部門）	**黒潮消防署** （幡多中央消防組合本部）	**幡多医療支部** （幡多福祉保健所）
発災～1h	**【黒潮町災害時医療救護計画に基づく活動】** ・指揮命令の確立・安全確保 ・被害状況の把握（人・建物等） **【医療救護所の設置準備】** ・活動拠点の確保 （ﾄﾘｱｰｼﾞｴﾘｱ、動線の確保を含む） ・人員の確保（運営体制の構築） ・通信手段の確保 ・情報収集 ・活動資機材の確保 ・医薬品等の確保 ・その他患者受入の準備	**【各診療所・薬局のBCPに基づく活動】** ・高台等への津波避難 ・安全確保 ※ 各自、安全確保を最優先	◆医療保健班の体制について確認 ◆負傷者や医療機関に関する情報収集 ◆救護所の開設準備 ◆負傷者対応（災害対策本部内の対応） ◆現状況と移送方法等の情報収集 ◆救護病院、災害拠点病院への連絡調整（情報収集及び発信） ◆医療救護体制の状況を県幡多支部、高幡支部に報告するための準備を行う。EMIS入力等	◆負傷者の発生状況及び医療機関の稼働状況の把握 ◆通信機器の整備 ◆支部との連絡及びドクター要請 ◆救護所の開設、準備、運営 ◆負傷者の応急処置（トリアージ含む） ◆負傷者の措置内容や症状に応じて移送の要請 ◆感染状況の情報収集、消毒物品の確認 ◆現状況と移送方法等の情報収集 ◆救護病院、災害拠点病院への連絡調整（情報収集及び発信） ◆黒潮町災害対策本部との伝達・情報収集・支援調整・医療救護情報の整理。 ◆高知県救急医療・広域災害情報システムへの情報入力。	**【幡多中央消防組合震災消防計画（黒潮消防署震災消防計画）に基づく活動】** ・初動本部設置 ・指揮命令の確認・安全確保　・消防職（団）員の非常招集人員確認 ・被害状況の把握 ・初動方針の決定・指示 ※ 津波からの**避難誘導・救助活動** ※ 消火・救助・救急（救護）活動 ⇒ 優先順位に基づく活動 ※ 通信体制の構築（確保）・資機材点検	**【幡多福祉保健所AC（ｱｸｼｮﾝｶｰﾄﾞ）に基づく活動】** ・指揮命令の確認・安全確保 ・職員等の安否確認 ・被害状況の把握（庁舎等） ・初動方針（初動）の決定・指示 **【医療支部の設置準備】** ・活動拠点の確保（1F） ・活動資機材等の確保 ・通信手段の確保 **【SCUへの対応準備】** ・派遣職員の決定 ・移動手段の確保 ・通信手段の確保 ・その他必要物品の確保
1h～6h	**【医療救護所の設置・運営】** ・医療救護所運営体制の構築 ・医療救護活動の開始 ・保健師によるトリアージから開始 ※拳ノ川診療所以外は、医療支援チームが来ないと医師等の確保は困難 ・医師、薬剤師等の確保・受入 ・医薬品等の確保 ・町災対本部への報告 ⇒ 医療救護所設置及び活動状況等 ⇒ 県医療支部等への報告 ・町災対本部への要請 ⇒ 医師等の確保、医薬品及び衛生材料等の確保、必要物品等の確保、患者搬送先・搬送手段の確保、遺体対応等 ・情報収集（継続）	・医療救護所への参集 ※ 医療救護所の医療救護活動への協力（可能な範囲での医薬品・医療資機材の提供等）	これまでの項目に以下の項目を追加 ◆負傷者対応（トリアージ、応急処置） ◆移送方法の確立 ◆感染症対策の準備	同上	・優先順位に基づく活動 ※ 消火・救助・救急（救護）活動 ・指揮本部設置 ・署の部隊編成及び消防団の部隊編成 ・情報収集（被害状況等） ・非番員の参集 ※ 参集場所の事前検討 ・市・町災対本部への報告 ⇒ 被害状況、活動状況等 ⇒ 緊急消防援助隊の派遣要請等 ・一時避難場所としての消防庁舎の開放 ・津波到達時間を考慮した広報活動及び誘導等現場活動	**【医療支部の設置・運営】** ・職員体制の構築 ※ 指揮命令の再確認 ・情報収集 ①市町村災対本部、②災害拠点病院、③SCU、④その他（県災害対策支部、他の医療支部等） ・情報伝達（報告、要請等） 上記①～④ **【SCUの設置・運営】** ・職員の派遣 ・SCUの設置・運営 ※ 資機材等の確保、災害拠点病院との連絡調整、医療支部（WHC）への連絡等
6h～24h	・医療救護活動(継続) ・町災対本部からの情報収集（継続） ・町災対本部への報告等（継続） ⇒ 医療救護所活動状況報告・要請 ⇒ 県医療支部等への各種要請 （医療支援チーム派遣、医薬品及び衛生材料等、患者受入先・搬送手段の確保等）	・上記活動の継続	◆負傷者や医療機関に関する情報収集 ◆負傷者応急処置 ◆医療スタッフが確保でき次第、①大方中学校体育館②幡多青少年の家③三浦小学校の順番で医療救護所を開設 ◆各救護所との連絡、情報収集、発信 ◆トリアージ ◆ボランティア活動体制の構築 ◆優先順位の高い方の移送に向け準備 ◆DMATとの連携 ◆感染症予防対策の準備 ◆救護病院、災害拠点病院に対して患者の受入れを要請 ◆県幡多支部より、担当保健師の派遣を受け、医療救護活動の調整役として共に従事 ◆り災者の状況を確認し、必要な医療支援に繋ぐ ◆部内の応援及び本部指令による各部への協力 ◆り災者の健康状態や必要とするものについて分析し健康管理に活用（班で対応しきれない場合、専門職ボランティアの協力を仰ぐ） ◆り災者の年齢や性別できめ細やかな心のケア対策を実施（班で対応しきれないことを想定し専門職ボランティアの協力を仰ぐ） ◆被災地の防疫・消毒活動の準備	これまでの項目に以下項目を追加 ◆県幡多支部より、担当保健師の派遣を受け、医療救護活動の調整役として共に従事 ◆り災者の状況を確認し、必要な医療支援に繋ぐ ◆部内の応援及び本部指令による各部への協力 ◆り災者の健康状態や必要とするものについて分析し健康管理に活用（班で対応しきれない場合、専門職ボランティアの協力を仰ぐ） ◆り災者の年齢や性別できめ細やかな心のケア対策を実施（班で対応しきれないことを想定し専門職ボランティアの協力を仰ぐ） ◆被災地の防疫・消毒活動の準備 ◆遺体収容所の開設準備 ◆身元不明遺体の収容準備	・上記活動の継続 ・医療救護所での医療救護活動への協力 ⇒ 患者搬送等 ・津波避難支援（警報、災害広報、誘導） ・火災対応優先の活動（消防団との連携） ・救急・救助活動 ・他機関との情報の共有（市・町対策本部・警察等） ・他機関との連携活動（警察等） ・緊急消防援助隊の受け入れ、連絡調整	**【医療支部の運営】**（継続） **【SCUの運営】**（継続）
24h～48h	・医療救護活動(継続・見直し) ⇒ 医療救護体制の再構築（ﾛｰﾃｰｼｮﾝ等） ・町災対本部からの情報収集（継続） ・町災対本部への報告等（継続） ・医療支援チームの受入準備	・上記活動の継続・見直し	6時間～24時間以内の活動と同様 ※適宜活動体制の見直しを実施	6時間～24時間以内の活動と同様 ※適宜活動体制の見直しを実施	・上記活動の継続・見直し ・SCU等への救急搬送 ・被害拡大防止 ・孤立住民等の応急対応 ・捜索活動等（消防団との連携） ・危険物等の災害対策 ・一時避難住民の避難所への誘導	・上記活動の継続・見直し ・情報の分析・評価 ・活動方針の決定・指示 ※ 収集した情報（被害情報、ニーズ、資源等）に基づき、活動方針を決定・指示（優先順位づけ） ・職員の勤務体制の見直し ⇒ 再構築（ローテーション等）
48h～72h	・上記活動の継続 ・医療支援チームの受入 ※拳ノ川診療所以外は、医療支援チームが来ないと救護所としての運営はできない。	・上記活動の継続 ・医薬品二次集積所への参集・活動への協力	24時間～48時間以内の活動と同様 ※適宜活動体制の見直しを実施	24時間～48時間以内の活動と同様 ※適宜活動体制の見直しを実施	・上記活動の継続	**【保健衛生活動】**（公衆衛生活動） ・情報収集・伝達（報告） ※ 市町村・県庁保健衛生担当課等 ・保健衛生活動の準備 ※ WHC統括保健師の決定（確認） ※ 受援体制整備に向けた準備